

(写)

陳情第12号

精神障害者の公共交通機関運賃割引の導入促進を国に求める意見書に関する陳情

令和5年9月27日 受理 厚生委員会
令和5年10月5日 付託

提出者

札幌市北区

札幌市の障害者交通費助成の拡充を考える連絡会

代表者 代表 石山 貴博

(要 旨)

精神障害者にも身体・知的障害者と同じく、バスやJRなどの公共交通機関の運賃割引が導入促進されるように国に対し意見書の提出を要望いたします。

(理 由)

日頃より私たち障害者が社会参加する上で、ご配慮いただいていることに心からの感謝を申し上げます。障害者に対する差別や偏見、誤解をなくするためには、障害当事者が外に出て、一般社会の人々とごく自然に交わることが大切と考えます。こうした機会が作られるために、交通事業者が実施している、運賃割引や自治体が行っている割引への助成措置は、私たちの自立と社会参加、差別や偏見の解消に大きく貢献していることを私たち障害当事者は体験を通して実感しています。

2012年、国土交通省の標準運送約款が改正され、精神障害者もバス料金割引の対象に加えられ、以後、実施する事業者が増えてきました。しかし、札幌市内では路線バスを運行している大手事業者が運賃割引未実施のため、障害当事者と家族の負担は軽減されておられません。「三障害一元化」と言われて久しい今日、今なお精神障害者が本制度から排除されていることに、もどかしさや憤りを感じています。

精神疾患を持つ人たちが地域で生活するためには、定期的な通院と投薬が欠かせません。精神病院や精神科のある医療機関は、札幌市や旭川市のような大都市か中核市に集中しています。地方に住む精神障害をもつ人たちが、都市間バスを利用するに際しての交通費も大きな負担となっています。さらに、作業所を利用する場合、受け取る工賃よりも交通費の方が多くなり、通所意欲を失わせるような事態も生じており、身体、知的障害者ではみられない事例もあります。

国会での請願採択を受け、2021年6月、国土交通大臣は「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する4つの取組の一つとして「精神障害者割引の導入促進」を

(裏面に続く)

指示。国交省と厚労省のリーダーシップのもと、迅速に作業を開始すると表明しています。

現在、民鉄175者中103者が割引実施に踏み切り、相当数の航空会社も実施しております。この結果、経営に過大な負担がかかっているとの声は今日まで聞かれませんが、バス事業者の皆様が懸念されている割引による減収についてですが、当事者と家族の負担軽減により外出頻度が増すことで利用者不足解消にいささかなりとも貢献できると思います。

2019年、札幌市営地下鉄と路面電車で精神障害者の運賃割引が始まりました。当事者からは「実現できてよかった。これからはいろんな所に行ける。楽しみだ。」など喜びの声がある一方、約7割の障害者はバスを乗り継いでいるため、「バスも運賃割引を実施してほしい」との声もたくさん届いています。

以上述べました事情を考慮され、精神障害者の公共交通機関の運賃割引が導入促進されるように国に対し意見書の提出を要望いたします。